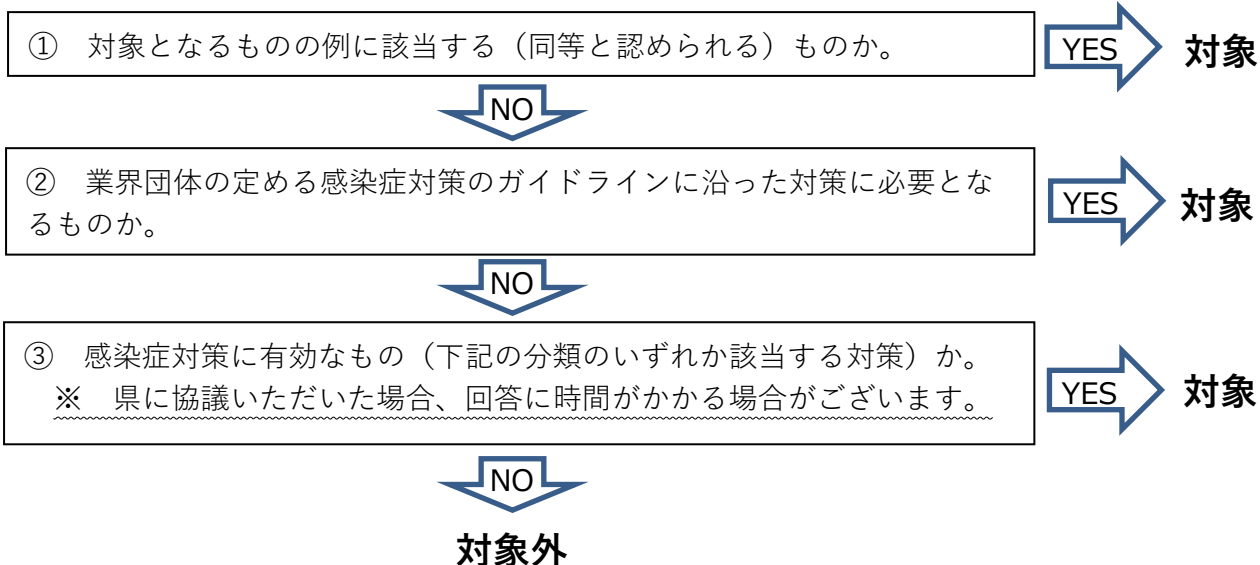


【参考】補助対象経費になるもの・ならないものの考え方

※ 記載は例示です。判断に迷った際にはお問い合わせください。

【対象経費になるものの考え方】



□対象になるもの・ならないものの例

※ 囲みの物品は、消耗品扱いとして、上限を3万円までとします。（鉄道・道路旅客運送業除く）

●店舗における感染症対策

分類	対象（申請できます）	対象外（申請できません）
飛沫感染防止・接触感染防止	アクリル板・カーテン等（材料費も可）、レジにおける感染防止対策（電子決済、セルフレジ、自動券売機等の導入）、 個人防護具（フェイスシールド、ゴーグル等）、 使い捨てマスク 、 使い捨て手袋	本来業務に必要な衛生・清掃器具（ゴミ袋、割り箸、レジ袋、アメニティグッズ、掃除用具、ゴミ箱、トイレ便器等）
距離の確保	パーテーション、カーテン等、屋外で営業する場合の物品（椅子やテーブル、日よけ等）、店舗の改装、 ポスターや張り紙による来客への案内	オンラインでの予約システム、リモートでの接客対応（オンライン授業やリモートでの相談、打合せ）、 従業員のテレワーク
換気	換気扇、空気清浄機、エアコン、扇風機、送風機、窓、網戸	交換用フィルター
消毒	消毒ポンプなど消毒用品、 消毒液 、 除菌シート 、 営業再開時などの店内清掃の委託	日常的な清掃業務の委託、 リネン類や制服等のクリーニング
手洗い	センサー式水道蛇口、 石けん 、 ペーパータオル	
体調管理	非接触型体温計、サーモカメラ	
諸経費	対象物品の購入に係る送料、 対象物品のリース・レンタル	物品の維持費（修理費用、電気料、保証料等）、 従業員人件費や役員報酬、 専門家への相談料や謝金、 申請手続きに要する経費（郵便料、手数料、交通費等）

●飲食店における業態転換（テイクアウト、デリバリー、移動販売）

分類	対象（申請できます）	対象外（申請できません）
販売促進費	メニュー表やチラシの作成・印刷・配布、 広告・PR動画・サイトの制作・掲載、 看板・のぼり・POPの制作	制作のためのハードウェアやソフトウェア（パソコンや編集ツール等）、 ノベルティグッズ
車両費	自動車・バイクのリース・レンタル、 自転車・台車など軽車両の購入	自動車・バイクの購入、車両の維持費（保険料、車検費用等）
器具備品費	Wi-Fi導入費、タブレット端末、運搬容器、ショーケース、移動販売用の調理器具	既存の器具の買い換え（調理器具、通信機器など）
工事費	営業許可の基準を満たすための設備の導入や厨房の改装	
手数料	宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料	
消耗品費	弁当容器、使い捨て食器、割り箸、おしぼり、 手提げ袋	